

包括システムによる日本ロールシャッハ学会(JRSC)

国際活動支援新崎基金運用規程

前文 本基金は、新崎祥隆氏と新崎隆子氏から包括システムによる日本ロールシャッハ学会(JRSC)への資金提供を受けて制定されたものである。

第1条(目的)

国際活動支援新崎基金は、包括システムによる日本ロールシャッハ学会(以下、「本学会」という)の国際的な活動を支援することを目的とする。

第2条(基金の使途)

本基金は、次の二つの支援に供されるものとする。

- 1 国内・国外で開催される大会、セミナー、ワークショップ等における通訳アシスタントに対する支援
- 2 包括システムによるロールシャッハ・テストに関する日本語以外の言語による研究発表及び査読論文に対する支援

第3条(支援の額と運用期間)

本基金の支援額は、年間30万円を目途とし、本規程施行後、10年間は運用するものとする。

第4条(通訳アシスタントに対する支援)

- 1 第2条の1に係る支援は、国内・国外で開催される大会、セミナー、ワークショップ等の際して、本学会から本学会員に対して通訳アシスタントを依頼した場合の謝礼として支給するものとする。
- 2 支援金は、通訳アシスタント1人につき、2万円とする。

第5条(研究発表及び査読論文に対する支援)

- 1 第2条の2に係る支援は、次の条件をすべて満たす場合に支給するものとする。
 - (1) 本学会員が筆頭研究者であること。
 - (2) 包括システムによるロールシャッハ・テストに関する研究であること。
 - (3) 研究発表の場合は、日本語以外の言語による口頭発表であること。
 - (4) 論文の場合は、査読を受けた日本語以外の言語による研究論文であること。
 - (5) 対象となる研究は、本学会の研究助成を含めて他の助成を受けていないこと。
- 2 支援金は、研究発表1件につき3万円、査読論文1本につき10万円とする。

第6条(選考委員会)

- 1 第2条の2に係る支援の対象者を選考するため、選考委員会を設置する。
- 2 選考委員会は、委員長1名と委員若干名より構成される。
- 3 委員長は、常任理事会によって選出され、常任理事でなければならない。
- 4 委員は、委員長が常任理事会もしくは理事会に提案し、承認を得なければならない。

第7条（選考委員長等の任期）

- 1 選考委員長及び委員の任期は、ともに3年とする。
- 2 選考委員長及び委員の再任は妨げない。

第8条（選考手続）

- 1 第2条の2に係る支援を希望する本学会員は、その旨を本学会事務局に申し出るものとする。
- 2 申し出の方法及び期間等は別途定める。
- 3 選考委員会は、申し出のあった研究発表又は査読論文に関して選考し、その結果を常任理事会又は理事会に報告する。

第9条（支援金の支給）

- 1 第2条の1に係る支援金は、通訳アシスタント業務が終わり次第、速やかに支援対象者に支給する。
- 2 第2条の2に係る支援金は、会長が、総会において、選考委員会で選考した支援対象者を報告した後、速やかに支援対象者に支給する。

第10条（会計）

本基金は、特別会計として運用し、基金の運用に必要な経費も同特別会計から支出する。

第11条（規程の改正）

本規程を改正する場合は、常任理事会又は理事会の承認を得なければならない。

第12条（遡及措置）

本規程は、施行日より1年間遡って適用できるものとする。

附則 本規程は、2017(平成 29)年 6 月 11 日から施行する。

一部改正 2019(令和元)年 5 月 25 日